

## 浜松市農業次世代人材投資資金審査会設置要領

### (設置)

第1条 市長は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号制定）に係る農業次世代人材投資事業第7の2の（1）に基づき、認定新規就農者が市から認定された青年等就農計画に農業次世代人材投資資金承認申請書類を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）を審査するため、浜松市農業次世代人材投資資金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 青年等就農計画等の内容についての審査に関する事項
- (2) 青年等就農計画等の変更に係る審査に関する事項
- (3) その他、青年等就農計画等の承認に関連する事項

### (組織)

第3条 審査会は、次に掲げる機関及び団体の長が指名した者を委員とし組織する。

- (1) 浜松市
- (2) 静岡県
- (3) 関係農業委員会
- (4) サポート体制の関係者
- (5) その他認定に関係する機関及び団体

### (委員長)

第4条 審査会に委員長を1人置くものとする。

- 2 委員長は、農業振興課長とし、委員長は議長となる。
- 3 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。
- 4 正当な理由により委員長が出席できない場合は、予め委員長が指名した者がその職務を代理する。

### (審査会)

第5条 審査会は、必要に応じ市長が召集するものとする。

- 2 審査会には、委員が指名する者を委員に代わって出席させることができるものとする。
- 3 その他、市長が特に必要と認めた場合は、農業経営士、学識経験者等を招集し、意見を求めることができるものとする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、農業振興課において行うものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。